

療養病床に関する経過措置の適用に係る届出について

1 経過措置の適用対象病院とその内容

区 分		届出の可否	届出の内容	届出に必要な書類
介護療養病床を有する病院 (特定介護療養型医療施設) ※ 1床でも介護療養病床を有するならば、 これに該当する		可能	介護療養病床 を有すること	1. 届出様式(様式①)
介護療養病床を有さない病院	看護師等の標準数を 満たしていない (特定病院) ※ 標準数は4対1で 計算した値	可能	標準数を満た していないこと	1. 届出様式(様式①) 2. 施設表(様式②) ※ 関係部分のみ記入 3. 従事者名簿(様式③) ※ 看護師等のみ記入
	標準数を満たしている	不可		

2 経過措置の内容

看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置基準(標準数)が緩和される。  
本来ならば標準数の計算にあたって、療養病床の入院患者数を4で除した値を用いるが、経過措置が適用されれば、療養病床の入院患者数を6で除した値を用いることが出来る。  
※ 別紙「標準数の計算方法」を参考

3 経過措置の適用期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日まで

4 届出の提出先(原則として郵送でお願いいたします)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎23階  
東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導係

様式①～③については、福祉保健局ホームページ「医療安全課からのお知らせ」内のコンテンツ「療養病床に関する経過措置の適用に係る届出について」よりダウンロードできます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ioho/soshiki/isei/ian/oshirase/ryouyoukeika/index.html>

5 提出期限

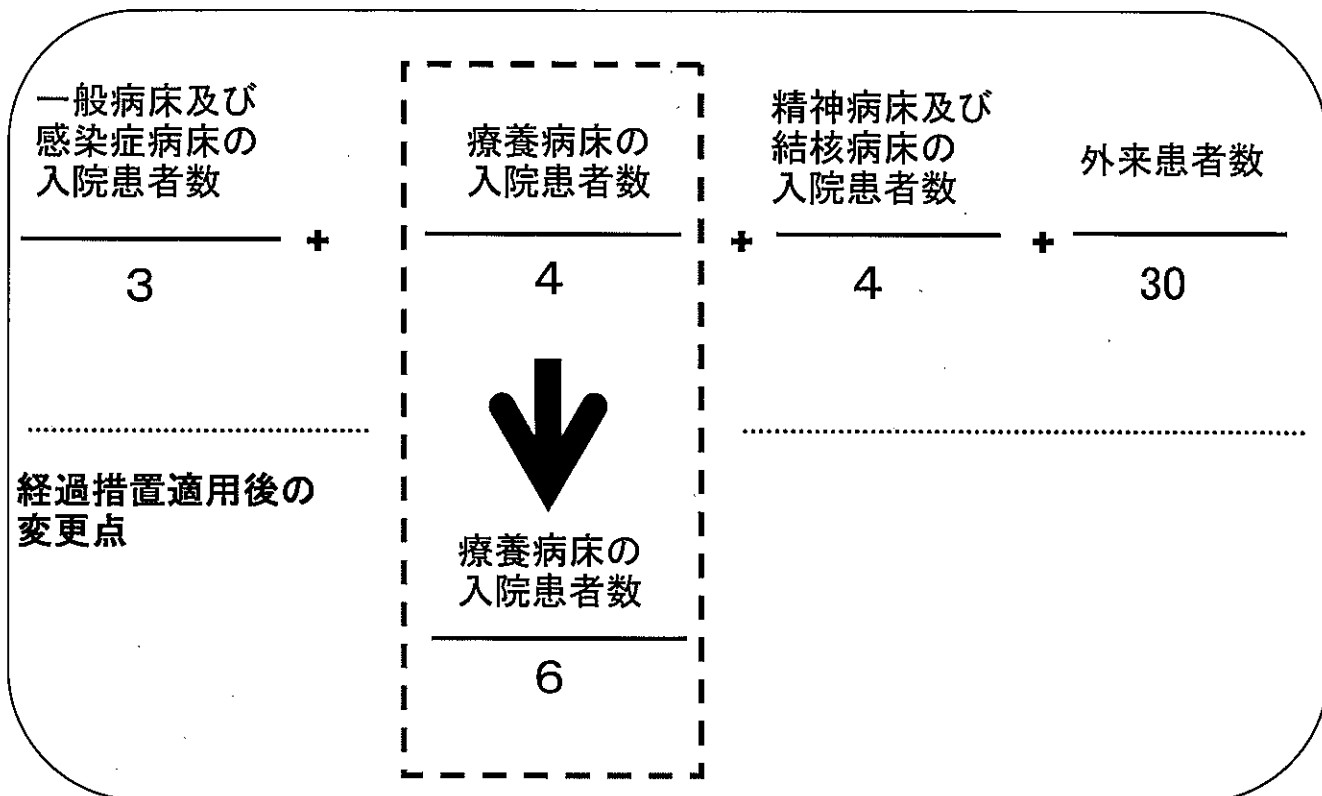
平成24年6月30日(土曜日) ※ 当日消印有効

6 問い合わせ先

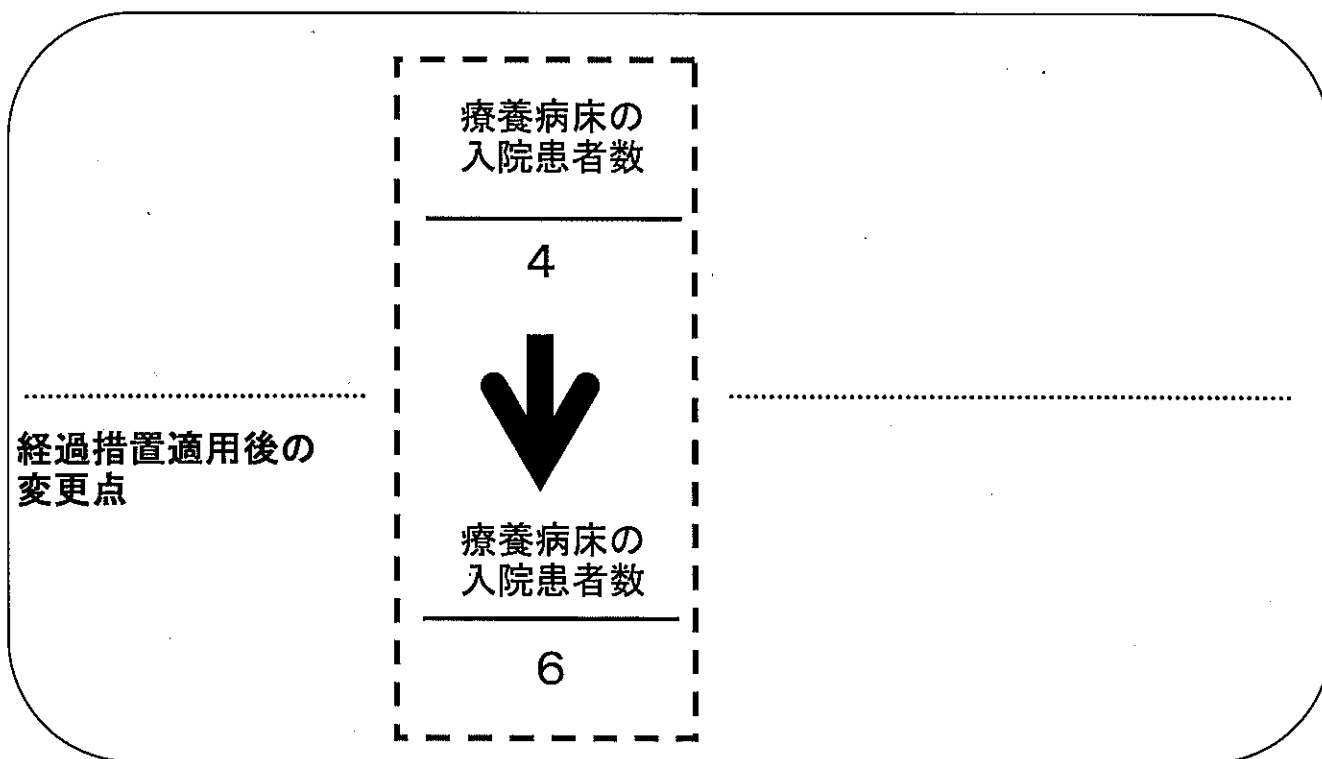
東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導係  
雨宮、三吉  
TEL:03-5320-4432(直通)

# 標準数の計算方法

## 1 看護師の標準数計算方法



## 2 看護補助者の標準数計算方法



(記入例:特定介護療養型医療施設の場合)

平成24年6月1日

東京都知事 殿

医療機関名 **東京都病院**  
住所(開設地) **新宿区西新宿二丁目8番1号**  
開設者名 **医療法人東京都会**



療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出について

標記について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。)附則第53条、第54条又は第55条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の根拠規定等について

届出の根拠規定	特定介護療養型医療施設への該当の有無	
<b>則附則第53条</b>	<b>有り</b>	無し

(注1)「届出の根拠」の欄には、則附則第53条、第54条又は第55条のうちから1つを選択して記入すること。

(注2)「特定介護療養型医療施設」の内容については、則附則第53条を参照されたいこと。

2. 看護師等の人員配置の状況について

	必要数	平成24年4月1日時点における現員数
看護師数 及び准看護師数	名	名
看護補助者数	名	名

(注1) 1. の「特定介護療養型医療施設」に該当する場合には、2. の記入は不要であること。

(注2)「必要数」の欄には、経過措置が適用される前の員数の基準に基づき、平成23年度の入院患者の数及び外来患者の数の平均値を用いて算定される数を記入すること。

(注3)「平成24年4月1日時点における現員数」の欄には、常勤換算後の数を記入すること。

以上

(記入例:特定病院の場合)

平成 24 年 6 月 1 日

東京都知事 殿

医療機関名 **東京都病院**  
 住所(開設地) **新宿区西新宿二丁目8番1号**  
 開設者名 **医療法人東京都会**

印

療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出について

標記について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。)  
 附則第53条、第54条又は第55条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

## 1. 届出の根拠規定等について

届出の根拠規定	特定介護療養型医療施設への該当の有無	
<b>則附則第53条</b>	有り	無し

(注1)「届出の根拠」の欄には、則附則第53条、第54条又は第55条のうちから1つを選択して記入すること。

(注2)「特定介護療養型医療施設」の内容については、則附則第53条を参照されたいこと。

## 2. 看護師等の人員配置の状況について

	必要数	平成24年4月1日時点における現員数
看護師数 及び准看護師数	<b>30.3</b> 名	<b>27.5</b> 名
看護補助者数	<b>12.0</b> 名	<b>16.0</b> 名

(注1) 1. の「特定介護療養型医療施設」に該当する場合には、2. の記入は不要であること。

(注2)「必要数」の欄には、経過措置が適用される前の員数の基準に基づき、平成23年度の入院患者の数及び外来患者の数の平均値を用いて算定される数を記入すること。

(注3)「平成24年4月1日時点における現員数」の欄には、常勤換算後の数を記入すること。

以上

第1表 施設表(1)  
(平成24年4月1日現在)

都道府県名		東京都		管轄保健所		保健所								
施設番号				作成者		部署								
				氏名										
(1) 施設名				(2) 開設年月日	明治	年	月	日						
				(3) 地域医療支援病院の承認年月日	平成	年	月	日						
(4) 所在地	〒													
(5) 代表電話番号			(6) メールアドレス			(7) FAX番号								
(8) 交通														
(9) 管理者氏名														
(10) 開設者	番号を記入		1 国(厚生労働省)	2 国(文部科学省)	3 国(労働者健康福祉機構)	4 国(その他)	5 都道府県							
			6 市町村	7 日本赤十字社	8 済生会	9 北海道社会事業協会	10 全国厚生農業協同組合連合会							
			11 国民健康保険団体連合会	12 全国社会保険協会連合会	13 厚生年金事業振興団	14 船員保険会	15 健康保険組合及びその連合会							
			16 共済組合及びその連合会	17 国民健康保険組合	18 一般社団法人等	19 医療法人	20 学校法人							
		医育機関の有無	21 会社	22 その他の法人	23 個人	24	25							
(11) 臨床研修病院			非該当	単独型	管理型	協力型								
(12) 病院種別(番号を記入)			1 一般	2 精神	3 結核	4 感染症	5 特定機能							
(13) 病床区分の届出							年	月	日					
(14)-1	一般		療養	精神	結核	感染症	計	(14)-2 1日平均						
許可病床数								入院新生児数						
1日平均入院患者数								人						
(15) 診療科名及び	(16) 診療科別1日平均患者数		※95~103(網掛け分)は新たな標榜届出及び広告の出来ない診療科名(経過措置対象分)				入院、外来(単位人)							
標榜に○印		入院 外来		入院 外来		入院 外来		入院 外来						
1	内科		31	内科(感染症)		61	精神科		91					
2	呼吸器内科		32	内科(骨髄移植)		62	アレルギー科		92					
3	循環器内科		33	外科		63	リウマチ科		93					
4	消化器内科		34	呼吸器外科		64	小児科		94					
5	心臓内科		35	心臓血管外科		65	皮膚科		95					
6	血液内科		36	心臓外科		66	泌尿器科		96					
7	気管食道内科		37	消化器外科		67	産婦人科		97					
8	胃腸内科		38	乳腺外科		68	産科		98					
9	腫瘍内科		39	小児外科		69	婦人科		99					
10	糖尿病内科		40	気管食道外科		70	眼科		100					
11	代謝内科		41	肛門外科		71	耳鼻いんこう科		101					
12	内分泌内科		42	整形外科		72	リハビリテーション科		102					
13	脂質代謝内科		43	脳神経外科		73	放射線科		103					
14	腎臓内科		44	形成外科		74	放射線診断科		104					
15	神経内科		45	美容外科		75	放射線治療科		105					
16	心療内科		46	腫瘍外科		76	病理診断科		106					
17	感染症内科		47	移植外科		77	臨床検査科		107					
18	漢方内科		48	頭頸部外科		78	救急科		108					
19	老年内科		49	胸部外科		79	児童精神科		109					
20	女性内科		50	腹部外科		80	老年精神科		110					
21	新生児内科		51	肝臓外科		81	気管食道・耳鼻いんこう科		111					
22	性感染症内科		52	脾臓外科		82	腫瘍放射線科		112					
23	内視鏡内科		53	胆のう外科		83	男性泌尿器科		113					
24	人工透析内科		54	食道外科		84	神経泌尿器科		114					
25	疼痛緩和内科		55	胃外科		85	小児泌尿器科		115					
26	ヘリクリック内科		56	大腸外科		86	小児科(新生児)		116					
27	アレルギー疾患内科		57	内視鏡外科		87	泌尿器科(不妊治療)		117					
28	内科(ヘリクリック)		58	ヘリクリック外科		88	泌尿器科(人工透析)		118					
29	内科(循環器)		59	外科(内視鏡)		89	産婦人科(生殖医療)		119					
30	内科(薬物療法)		60	外科(がん)		90	美容皮膚科		120					
(17) 1日平均調剤数					(18) 1日平均外来患者に係る取り扱い処方せん数			各診療科別 入院数合計						
入院調剤数	外来調剤数	合計						各診療科別 外来数合計						
(19) 医療法に基づく許可の状況	許可事項		許可年月日		番号		許可事項		許可年月日		番号			
	1 開設者以外を管理者に選任することの許可				第		3 宿直医師免除許可				第		号	
	2 管理者兼任許可				第		4 専属薬剤師免除許可				第		号	
						5 医師配置標準の特例措置に係る許可				第		号		
(20) 救急医療取扱い(該当項目あれば○印)			○印	ベッド数			○印			○印				
1 救命救急センター(高度救急救命センター含む)				床	2 東京都指定二次救急医療機関			3 救急病院(一次)						

第1表 施設表(2)  
(平成24年4月1日現在)

(1)施設名 #REF!													
(21) 従事者数	常勤 非常勤(延べ数) 非常勤(常勤換算後) 合計(常勤+非常勤換算後)	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	保健師(再掲)	准看護師	助産師	栄養士	管理栄養士(再掲)			
		診療放射線技師	診療X線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士			
		常勤	非常勤(延べ数)	非常勤(常勤換算後)	合計(常勤+非常勤換算後)	言語聴覚士	精神保健福祉士	歯科衛生士	歯科技士	看護補助者	臨床研修歯科医	その他(事務職員含む)	合計
		常勤	非常勤(延べ数)	非常勤(常勤換算後)	合計(常勤+非常勤換算後)								
	常勤 非常勤(延べ数) 非常勤(常勤換算後) 合計(常勤+非常勤換算後)	設備		有・無	室・床数等	設備		有・無	室・床数等				
		1	手術室			室	20	無菌状態の維持された病室					
		2	臨床検査室				21	放射線治療室					
		3	エックス線装置				22	診療用高エネルギー放射線発生装置					
	4	調剤所				23	診療用粒子線照射装置						
	5	給食施設				24	診療用放射線照射装置						
	6	分べん室				25	診療用放射線照射器具						
	7	新生児の入浴施設				26	放射性同位元素装備診療機器						
	8	機能訓練室(単位:平方メートル)			m <sup>2</sup>	27	診療用放射性同位元素						
	9	談話室				28	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素						
	10	食堂(単位:平方メートル)			m <sup>2</sup>	29	CTスキャン						
11	浴室				30	血管連続撮影装置							
12	1 集中治療室(ICU)			床	31	MRI(磁気共鳴画像診断装置)							
	2 冠状動脈疾患集中治療管理室(CCU)			床	32	スプリンクラー							
	3 新生児集中治療管理室(NICU)			床	33	自家発電装置							
13	化学。細菌。及び病理の検査施設				34	サイクロترون装置							
	1 化学				35	理学療法室							
	2 細菌				36	作業療法室							
	3 病理				37	言語療法室							
14	病理解剖室				38	医療連携室							
15	研究室				39	消毒施設							
16	講義室				40	洗濯施設							
17	図書館				41	人工透析装置					床		
18	医薬品情報管理室				42	新生児室					床		
19	救急用又は患者輸送用自動車												
(23) 業務委託 (1有(全部)、2有(一部)、3無、4非該当)	2 医療用具等の滅菌消毒業務		3 患者給食業務		4 患者搬送業務								
	5 医療機器の保守点検業務		6 寝具類の洗濯業務		7 施設の清掃業務								
	8 医療ガス設備の保守点検業務		9 感染性廃棄物の処理業務		10 医療用放射性汚染物の廃棄業務								
	1 検体検査業務												



(別紙様式)

# 医療従事者名簿

施設名 東京都病院

職種名 ( 看護師 ) No.

院内 役職名	氏名	生年月日	免許		常勤 非常勤 の別	非常勤のみ記入			採用 年月日	備 考
			登録番 号	登録 年月日		現勤務先名	勤務日及び 勤務時間	1週当たり 勤務時間数		
師長	〇〇 〇〇	S32.5.12	111111	S58.10.30	常勤				H15.4.1	
	×× ××	S34.9.20	333333	S59.6.5	常勤				H16.10.1	
	△△ △△	S40.5.20	666666	H1.4.25	非常勤	〇〇病院	月・水・金 9:00~17:00	21時間	H15.11.9	休憩1時 間
	□□ □□	S43.10.27	222222	H5.07.06	非常勤	〇〇診療所	木 13:00~17:00	4時間	H18.5.20	
	◇◇ ◇◇	S50.1.10	777777	H11.5.11	非常勤	〇〇クリニック	火 13:00~翌日 9:00	4時間 宿直16時間	H21.1.20	
	◎◎ ◎◎	S53.3.18	555555	H15.4.30	非常勤	なし	月2回 17:00~翌日9:00	宿直32時 間	H22.4.1	

記入例

※看護師、准看護師及び看護補助者について記入してください



## 医療従事者名簿記入要領

- 1 名簿は、看護師・准看護師、看護補助者の職種ごとに作成し、病院から直接給与を支給している職員を、記載すること。
- 2 資格者については、免許欄に、登録番号・登録年月日を記載すること。
- 3 常勤職員とは、就業規則等により病院で定める勤務時間の全てを勤務するものをいう。
- 4 非常勤職員については、現勤務先名・勤務日及び勤務時間・1週当たり勤務時間数を記載すること。  
(1) 勤務日及び勤務時間については、当該職員が勤務する曜日・勤務時間帯を記載すること。  
例 「月曜 9：00～12：30」「火・金 13：00～17：00」  
なお、勤務時間が1ヶ月単位で定められている非常勤職員については、1ヶ月当たりの勤務回数、出勤日における勤務時間帯を記載すること。  
例 「月1回 8：45～12：00」「第1・3土 17：00～9：00」  
(2) 1週当たり勤務時間数については、当該職員が1週当たりで勤務する実勤務時間（休憩時間を除く）を、記載すること。なお、宿直・日直勤務分については、「宿直○○時間」として、通常勤務分とは別掲で記載すること。  
例 日勤7時間・週5日勤務の非常勤職員 → 「35時間」  
日勤2時間・週2日勤務、宿直15時間・週2日勤務 → 「4時間・宿直30時間」  
勤務時間が1ヶ月単位で定められている非常勤職員については、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を、1週当たりの勤務時間として記載すること。  
例 宿直15時間・月2日勤務の非常勤職員 →  $30 \div 4 \rightarrow$  「宿直7.5時間」

※ 立入検査当日は、職種ごとに、医療従事者名簿記載者順で、免許証の写やタイムカード等を準備しておくこと。

## 常勤換算(看護師、准看護師及び看護補助者)の計算例

就業規則上1週間の勤務時間が40時間と定められている場合

(一般的な労働時間は、就業時間が8時30分～17時30分までと定められており、  
休日は土日であり、休憩時間は12時～13時、夜勤時の休憩時間は2時間とする)

Aさん:

月～金曜日(5日間)の8時30分～17時30分まで勤務すると雇用契約で定めている

Bさん:

月・水・金曜日(3日間)の8時30分～17時30分まで勤務すると雇用条件通知書により通知されている

Cさん:

火・水曜日(2日間)の13時～17時まで勤務すると雇用契約で定めている

Dさん:

月に8回、夜勤17時30分～8時30分まで勤務すると雇用条件通知書により通知されている

1週間あたりの勤務時間  $(17.5 - 8.5 - 1) \times 5 = 40$ 時間

Aさんの1週間あたりの勤務時間:  $(17.5 - 8.5 - 1) \times 5 = 40$ 時間

→ $40 / 40 = 1$

Bさんの1週間あたりの勤務時間:  $(17.5 - 8.5 - 1) \times 3 = 24$ 時間

→ $24 / 40 = 0.6$

Cさんの1週間あたりの勤務時間:  $(17 - 13) \times 2 = 8$ 時間

→ $8 / 40 = 0.2$

Dさんの1週間あたりの勤務時間  $(24 - 17.5 + 8.5 - 2) \times 8(\text{回}) / 4 = 26$ 時間

→ $26 / 40 = 0.65 \rightarrow 0.6$

※小数点第2位を切り捨てる

## 療養病床に関する経過措置 Q & A

Q1 診療報酬上の看護配置の加算基準とは関係がありますか？

A1 医療法上で定めている標準数に関する経過措置の手続きになりますので、診療報酬上の看護配置基準とは関係がありません。

Q2 経過措置の届出をしても、標準数を満たした時点で経過措置は適用されなくなりますか？

A2 平成24年6月30日までに届出をして経過措置の適用を受けている病院は、本来の標準数を満たした場合でも、平成30年3月31日までは経過措置の適用を受けることができます。

Q3 介護療養病床を有する病院の場合、標準数を満たしていても経過措置を受けることができますか？

A3 介護療養病床を有する病院については、現在の看護配置体制に関わらず、平成24年6月30日までに届出をすれば経過措置を適用することができます。

Q4 標準数は病床種別ごとの外来患者数と入院患者数で計算するのですか？

A4 病床種別ごとに計算するのではなく、病院全体での外来患者数と入院患者数で計算してください。

Q5 人員数はいつの時点の人数を確認するのですか？

A5 平成24年4月1日時点で雇用している人員数が標準数を満たしているかを確認します。

Q6 1ヶ月の勤務時間が1回～2回と定めている職員について人員数はどう計算しますか？

A6 雇用契約を結んでいることが前提になりますが、雇用契約上の勤務時間数を常勤換算してください。その中で、一月当たり1回～2回の勤務との定めがあれば、契約の範囲ということを考えて、月2回分の勤務時間で計算してください。

Q7 「看護師及び准看護師」と「看護補助者」の両方とも標準数に満たない場合でないと経過措置は適用にならないのですか？

A7 「看護師及び准看護師」と「看護補助者」のどちらか一方の標準数を満たしていなければ届出をすることができます。この場合、経過措置の適用にあたっては、「看護師及び准看護師」と「看護補助者」の両方に対して緩和した基準が適用されます。